

2018年12月21日

工事登録の運用の詳細について

平成30年4月1日付でビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用停止をご案内致しました。その中で平成31年3月31日までに通則的運用に基づく認定品にて契約された物件は、同年4月1日以降も通則的運用に基づく認定品をご使用になれますと案内しております。

平成30年4月4日付の会員企業宛通知にて、工事名と防火戸数の概要を把握し、通則的認定防火設備の運用停止に向けての管理徹底を図るため「工事登録」をお願いしております。

しかしながら、多くの質疑を受けており、工事登録の運用について一部見直しをいたしました。

今般、広く建設業関連の皆様へ工事登録の運用の詳細について案内させていただきますので、ご理解の程よろしくお願ひします。

【添付資料】

- ・工事登録の運用の詳細について
- ・工事登録に関するQ&A

以上

工事登録の運用の詳細について

□内は、平成30年4月4日付会員企業宛通知事項

1) 平成31年(2019年)3月31日までに通則的認定防火戸で契約され、平成31年(2019年)4月1日以降に納品となる通則的認定防火戸を有する工事について報告願います。

※変更なし

2) 報告は、必要事項記載した工事名登録シート(エクセル)と注文書又は注文書に準ずる書類(内示書、作図指示書等)に登録番号記載したPDFをカ・防協事務局宛メール送信願います。
平成30年(2018年)5月15日より報告受付を開始します。最終登録日は平成31年(2019年)4月30日とします。(登録は、任意日あるいは一括可)

留意事項①

(1) 工事登録は、「工事名登録シート」に2019年3月31日以前の日付の「契約書の写し」又は「注文書の写し」を添付し、同年4月30日までにまとめて登録することが必要になります。

(これをA登録とします)

(2) 工事登録で契約先の事務手続き上、2019年3月31日以前の日付の「契約書の写し」又は「注文書の写し」が添付できない工事については、「工事名登録シート」に2019年3月31日以前の日付の「注文書に準ずる書類」を添付し、同年4月30日までにまとめて登録することが必要になります。

(これをB登録とします)

B登録の場合は、同年5月31日以前の日付の「契約書の写し」又は「注文書の写し」をカ防協に5月31日必着で提出することに変更します。

なお、提出がない場合は、登録が無効となり、個別認定品での契約納入になります。

<登録に必要な添付書類>

A登録：2019年3月31日以前の日付の「契約書の写し」又は「注文書の写し」

B登録：2019年3月31日以前の日付の「注文書に準ずる書類」

2019年5月31日以前の日付の「契約書の写し」又は「注文書の写し」

	3/31 契約期限	4/30 最終登録日	
	契約期間	登録期間	
A登録	3/31以前の日付の「契約書の写し」又は「注文書の写し」		5/31 提出期限
B登録	3/31以前の日付の「注文書に準ずる書類」		B登録の添付書類の提出期間
	5/31以前の日付の「契約書の写し」又は「注文書の写し」		5/31までに提出なき場合登録無効

留意事項②

注文書に準ずる書類について

必要記載事項（カ防協の確認項目）

- ・建設会社様または施主様の社印（角印）または発注指示のできる方の印の押印
- ・建設業法で要求されている項目のうち以下の4項目
 - a. 工事名称（仮称も可）
 - b. 工事請負金額欄の金額記入（但し塗りつぶし等で金額情報を伏せる）
 - c. 現場所在地
 - d. 工期

※書式は問いません

※電子契約の場合も同様とします

3) 注文書は必ず建設会社（施工会社）または施主からのものとします。（流通店・販売店等からの注文書は不可）

工事名登録シートの「契約者」とは、建設会社（施工会社）または施主と契約しているメーカー、流通店、販売店等を指します。

※変更なし

以上

添付資料：工事名登録シート【記入例】

ビル防火戸に関する当協会が所管する認定の運用の停止に係る

工事登録のQ & A



2018年12月21日

一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会

No.	Q	A
1	完了報告に期限はあるのか？ 一部の工事完了時でもよいのか？	登録工事が全て終わったら速やかに報告してください。
2	2019年3月31日をまたぐ工期の現場についても登録必要か？	現場の工期ではなく、納品の時期で定義しているので納品が3月、4月以降と別れている場合、4月以降分は登録が必要となります。
3	注文書又は注文書に準ずる書類で、確認申請前の物件でも登録できるか？	登録は確認申請前の物件でも可能です。
4	注文書に準ずる書類でB登録する場合、作図のみの受注でよいのか？	作図のみの受注による書類では登録できません。登録できるのは材工または製品の受注とします。
5	物件の重複登録を協会で発見した場合はどうなるのか？	重複が確認された場合、全ての工事登録は取消となります。その旨通知もいたします。
6	2019年3月31日以前の納期で受注していたため登録していなかったが、延期となった場合の対応はどうすべきか？	納期延期が分かった時点で出荷前かつ4月30日までに2019年3月31日以前の日付の「契約書の写し」又は「注文書の写し」を添付して工事登録してください。
7	2019年3月31日までにサッシ完納したため工事登録せず4月1日を過ぎ、その後変更発生し追加注文を受けた。この場合通則品での対応は可能か？	工事登録をしていない場合は、個別品での対応をしてください。
8	B登録時に添付する「注文書に準ずる書類」の日付が2019年3月31日以前ならば、その後の登録時に添付する「契約書の写し」又は「注文書の写し」の日付は2019年4月以降でもよいのか？	5月31日以前の日付の「契約書の写し」又は「注文書の写し」を力防協に5月31日必着で提出してください。
9	登録済み物件において、商流が変更となった場合、通則品で納入できるか？ (例) 物件A⇒B建設⇒C代理店⇒Dサッシメーカーで3月末までに登録済み、5月にB建設もしくはC代理店が倒産したため、商流が変更になった物件は有効か？	工事登録に必要な注文書はBとC間の契約です。契約が無効になった場合は工事登録も無効となります。
10	建築主とメーカー・販売店との契約書で登録されている場合で後日、建設会社と支払いに関する契約を結んだ場合、当該工事登録は有効か？	工事登録されている契約先が変わるので無効になります。
11	3期にわたるマンション工事でモデルルームを1期から流用している場合で、3期工事は、2019年4月1日以降契約する事になった時、モデル受注をもって物件登録できないのか？	モデルルームの契約では工事登録はできません。 通則品で納入の場合は、2019年3月31日までにマンション工事契約を進め工事登録をしてください。
12	注文書に準ずる書類で「発注指示のできる方」とは、具体的にだれですか？	受注会社、工事登録の認定会社が発注会社との打合せ等により発注を決定できる方です。
13	3月31日までの登録後に例えば連窓数が増えたというような変更がおきた場合はどうなるのか？	登録してある工事の増減は完了報告時に修正してください。 登録済工事での証紙の追加購入方法に関しては、3月に開示します。

No.	Q	A
14	200窓で登録しているが、実際には100窓で余った防火証紙を転用するという事はできないか？	登録していない工事への防火証紙の転用はできません。
15	締切り日は、何時まで受付されますか？	<p>締切日の協会のメール受付時間が午後11時59分までとなりますが(認定企業の送信時間では有りません)、余裕を見て登録送信の程お願いいたします。</p> <p>なお、協会の就業時間は午前9時00分から午後5時15分までです。(4月27日から5月6日まで休業)</p>